

農用地利用集積等促進計画の認可の一部取消による訂正

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 5 項の規定に基づき、令和 7 年 7 月 25 日付けで認可した農用地利用集積等促進計画のうち、稲沢市及び岩倉市に係る一部を取り消す。

令和 7 年 9 月 29 日

愛知県知事 大 村 秀 章

次の表の訂正前の欄に掲げる内容を同表の訂正後の欄に掲げる内容に下線で示すように訂正する。

訂正後			訂正前		
賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地	賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
稲沢市	18 者	池部町一丁目 157 番ほか <u>840</u> 筆	稲沢市	18 者	池部町一丁目 157 番ほか 841 筆
岩倉市	2 者	東町仙奈 193 番ほか <u>231</u> 筆	岩倉市	2 者	東町仙奈 193 番ほか 241 筆